

医療 DX 推進体制整備加算について以下の通り対応を行っております

- ①オンライン請求を行っております。
- ②オンライン資格確認を行う体制を有しております。
- ③電子資格確認を利用して取得した診療情報を、診察室で閲覧または活用できる体制を有しております。
- ④電子処方箋の発行をできるように調整中です。
- ⑤電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制について当該サービスの対応待ちです。
- ⑥マイナンバーカードの健康保険証利用の使用について、お声かけ・ポスター掲示を行っております。
- ⑦医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して診療を行うことについて、当該保険医療機関の見やすい場所及びウェブサイト等に掲示しています。